みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第561号)

2021年7月19日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~政策関連~

【速報】

浦東新区、現代化建設の牽引区を構築 税優遇、外債登記簡素化、「科創板」取引参加許可等

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

7月15日、『浦東新区でハイレベルな改革開放を通じ社会主義現代化建設の牽引区の構築を支持する意見』「(中共中央 国务院关于支持浦东新区高水平改革开放打造社会主义现代化建设引领区的意见、以下、『意見』という)が公布されました。投資、金融開放、市場などに関し、多くの分野に係る内容となっています。

□『意見』公布の背景

浦東新区は 1990 年 4 月 18 日に中央政府、国務院の指示を受け開発がスタートしてから 30 年以上が経ちました。地域 GDP は 90 年の 60 億元から 2020 年には約 1.3 万億元に達し、上海全体 GDP(20 年は約 3.9 万億元)の 3 分の 1 を占めるまでに成長しました。

1990年3月に鄧小平氏(当時)は「上海は我々の切り札だ」と述べ、翌年1月の上海視察時には「浦東開発は上海の発展、ひいては上海を通じた長江デルタ地域、長江流域全体の発展に関わることだ」と浦東新区における改革開放の重要性とその意義を示しています。

2020年11月に行われた「浦東開発開放30周年セレモニー」では、中央政府が今後、浦東新区に新たな重大任務を与え、浦東新区での現代化建設牽引区の構築を支持すると表明しました。

上海浦東新区政府は 2021 年 4 月に、『浦東新区国民経済と社会発展第 14 次五ヵ年計画及び 2035 年へ向けた目標』(浦东新区国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标纲要)を制定し、2025年までに同区における一人当たり GDP が 4 万米ドル以上に達する目標を掲げ、そして今回は中央政府及び国務院より『意見』を公布し、同区の発展を支持する姿勢を改めて示しています。

□ 主な内容

『意見』は 9 の方面から 27 の意見を打ち出しました。主な内容及び注目ポイントは次葉の表にまとめました。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向 に関するレポートや、銀行からの ご案内を発信しています。

^{1 『}意見』の中国語原文は下記リンク参照:

【図表 1】『意見』の主な内容

戦略的位置づけ

- ✓ 国際・国内資源の有効活用、「国内大循環」と「国内国際双循環」をつなぐ重要なパイプ役となり、長江デルタ地域一体化発展におけるリーダーシップを発揮
- ✓ 改革措置や制度を整備し、科学技術・イノベーション力を増強し、国際金融センター・貿易センター等の構築、都市ガバナンス の手本となる

発展の目標

- ✓ 2035 年までに、現代化経済体制の完全構築、現代化都市の全面建設、現代化ガバナンスの完全実現、都市発展レベル・ 国際競争力共に世界最高水準への到達
- ✓ 2050 年までに、魅力的で、世界的にも強い創造力、競争力、影響力を有する都市の一端を担い、都市ガバナンス能力と成果において世界の模範例となり、中国現代化強国建設の代表となる

具体的施策(抜粋)		
項目	内容	
重点産業	 ✓ 張江総合型国家科学センターの建設を加速 ✓ 集積回路、生命科学、人工知能等の分野に係る国家レベルの実験室、工学研究センター、技術イノベーションセンター、臨床医学研究センター等科学技術イノベーション基地を建設 ✓ 臨床研究用の医薬品につき輸入に係る税金を免除 ✓ 認定された研究開発センターによる自社用設備の輸入に係る税金の免除や国産設備購入時の税還付を実施 	
投資·参入	 ✓ 「商業登記確認制」「市場営業許可承諾即入制」を試行 ✓ 浦東新区における「市場参入拡大特別措置リスト」を制定 ✓ 「参入前内国民待遇+外商投資ネガティブリスト」管理制度を全面実施 ✓ 知的財産権保護、外資企業の合法的な権益の保護、「不正競争防止」に係る執行強化、企業商業秘密保護の強化 ✓ 通信、医療・ヘルスケアなどサービス市場における外資参入制限を緩和 	
企業所得税	✓ 一部区域において条件に合致し、集積回路、人工知能、バイオ医薬品、民間航空等の核心部分の生産・研究・開発に従事する企業に対し、設立日から5年以内の企業所得税を15%まで減税徴収	
人材政策	 ✓ より開放的で便利な人材導入政策を施行。「高学歴・高技能・先端・不足」(高精尖缺)な外国籍人材の導入を促進し、出入国、居留、滞在等に係る利便性向上を図る ✓ 専門分野における外国籍人材の就業規制を段階的に緩和 ✓ 国民待遇の提供、国際職業資格認定証明書の認可につきチェックリスト制度を導入 	
金融開放	 ✓ 資本項目における兌換可能(资本项目可兑换)の実施方法を率先して模索 ✓ 誠実でコンプライアンスを遵守する企業に対しクロスボーダー資金受け払いを利便化 ✓ 外債登記簡素化を試行し、外債管理制度を整備し、クロスボーダー融資を拡大 ✓ 域外向けの人民元金融商品を革新し、オフショア人民元を利用した域内金融商品の投資範囲を拡大し、人民元資金のクロスボーダー双方向流出入を促進 ✓ 上海国際金融センターにマッチするオフショア金融体系を構築、人民元オフショア取引を発展 ✓ 中国(上海)自由貿易試験区及び臨港新エリアにおける先行試行を推進し、成果を浦東新区で展開 ✓ 税関特別監督管理エリアを建設し、洋山特殊保税区の政策を条件を有する税関特別監督管理エリアにて適用 ✓ 税関特別監督管理エリアでの電子帳簿管理を最適化 ✓ 税関特別監督管理エリアでの電子帳簿管理を最適化 ✓ 税関特別監督管理エリア以外の重点企業による「両頭在外」保税補修業務(域外から輸入し、域内で補修を行った上で域外に返却する業務)を促進 ✓ 自由貿易口座に係る課税措置を模索 ✓ 貿易金融ブロックチェーン標準体系を構築し、法定デジタル通貨の試行を展開 	

項目		内容
市場	株式	 ✓ 国際金融資産取引プラットフォームを建設し、適格海外機関投資家(QFII)が人民元建てで「科創板」 (イノベーションボード)の株式発行取引への参加を許可 ✓ すべての株式市場にて着実に情報公開を基本とする登録制を施行し、「科創板」にマーケットメーカー制度を導入 ✓ プライベート・エクイティ(PE)、ベンチャーキャピタル(VC)の持分譲渡プラットフォームを研究し、PEとVCの流通市場の発展を推進
	債券	✓ 債券市場の対外開放を推進し、適格海外機関投資家(QFII)の参加を利便化
	先物	✓ 中国外貨取引センターにおける人民元外貨先物取引を試行✓ 金融先物市場と株式、債券、外貨、保険等市場との連動により、投資家のニーズを満たす金融市場商品と ツールを開発
立法権付与		✓ 上海市人民代表大会及び常務委員会に立法権を与え、実需に基づいた規定調整、先行試行措置の制定 を許可

(『意見』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

ロ まとめ

立法権の付与、現行の法律法規と照査し実需に基づき一定の調整を認められる措置は、今年海南自由貿易港にも付与されています。中国国内では極めて珍しいケースであり、これまでの立法体制から見て非常に重要な改革措置と思われます。

金融開放に関しては、上海自貿区、外高橋保税区、陸家嘴金融センターなどを有する浦東新区の強みでもあり、今後も世界的な金融センターとしての地位をさらに強固たるものにするために、中国他地域に先駆けて、 最新の金融改革措置の試行導入が引き続き行われると予想されます。

また、市場に関しては登録制の施行、「科創板」でのマーケットメーカー制度の導入や QFII の参加許可を通じて、投機行為を抑制する効果が期待されます。債券市場の対外開放のほか、金融先物市場と株式市場等に関する内容も含まれており、これらを通じて海外投資家による投資が増加すると共に、より健全な中国資本市場が形成されることが期待されます。

なお、『意見』は浦東新区における今後の発展の方向性を示していますが、具体的な措置については関連部 署より通達等の形で明確化されていくと思われます。引き続き注目していきたいと思います。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。 【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

【照会先】

担当者: 中国アドバイザリー部 郭嘉賓

Tel : 021-3855-8888 (Ext: 1153)

E-mail: Jiabin. Guo@mizuho-cb. com

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂、情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。